

議案第42号

令和5年度静岡市農業集落排水事業会計予算

令和5年度静岡市の農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ397,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		46,879 <small>千円</small>
	1 使用料	46,879
2 県支出金		32,311
	1 県補助金	32,311
3 繰入金		267,000
	1 一般会計繰入金	267,000
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		10
	1 預金利子	10
6 市債		50,300
	1 市債	50,300
歳入合計		397,500

歳 出

款	項	金 額
1 業務費		221,153 <small>千円</small>
	1 業務費	221,153
2 施設費		27,518
	1 施設費	27,518
3 公債費		147,829
	1 公債費	147,829
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		397,500

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水施設 災害復旧事業	千円 32,500	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
農業集落排水事業	17,800	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和5年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	